

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策【第23弾】

令和3年12月6日

1. ワクチン接種の対象者拡大等に伴う体制確保

3. 0億円

○ 5歳以上11歳以下の小児へのワクチン接種体制等の構築

小児へのワクチン接種

(参考) 令和3年11月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡

「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」

- ・対象者：5歳以上11歳以下の小児
- ・接種回数：1人あたり2回
- ・接種期間：令和4年2月以降（予定）
- ・ワクチン：小児（5歳～11歳）用ファイザー社ワクチン
- ・実施体制：個別接種（小児向け予防接種の実施医療機関と調整中）

※接種可能医療機関が少ない場合等は、集団接種による対応も検討

2. 子育て世帯に対する支援

62. 8億円

○ 子育て世帯に対する臨時特別給付金（18歳以下の児童1人あたり現金5万円）の給付

申請不要

【注】児童手当受給者が公務員の場合は申請要

- ・対象児童：①令和3年9月分の児童手当対象児童
②令和3年10月1日～令和4年3月31日出生児童
- ・支給時期：12月下旬頃から支給開始
※児童手当支給口座に振込

申請要

- ・対象児童：令和3年9月30日時点における16歳～18歳の児童
（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）
※上記児童が左記①の受給者と同居している場合は申請不要
- ・支給時期：申請に基づき1月上旬頃から支給開始